

市環 1－1

不利益処分の内容	墓地等の施設の整備改善その他の強制処分命令		
根拠法令及び条項	墓地、埋葬等に関する法律第 19 条		
担 当 課	生活環境課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
法は、本件処分を「公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるとき」と規定し、対象を広範囲に捕らえていることから、具体的な事例に個別に対処することによる。			

市環 1－2

不利益処分の内容	化製場等の構造設備の改善命令、化製場に係る措置命令		
根拠法令及び条項	化製場等に関する法律第6条の2		
担 当 課	生活環境課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
個々の事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難であるため、処分基準は設定しない。			

市環 1－3

不利益処分の内容	化製場等の設置の許可の取消し、使用制限又は禁止命令		
根拠法令及び条項	化製場等に関する法律第 7 条		
担 当 課	生活環境課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由 将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく、又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することは困難であるため、処分基準は設定しない。			

市環 1－4

不利益処分の内容	魚介類等製造貯蔵施設の改善命令・魚介類等製造貯蔵施設に係る措置命令・魚介類等製造貯蔵施設の設置の許可の取消し、使用制限又は禁止命令		
根拠法令及び条項	化製場等に関する法律第 8 条（第 6 条の 2 及び第 7 条準用）		
担 当 課	生活環境課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由 個々の事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難であるため。			

市環 1－5

不利益処分の内容	動物飼養施設の構造設備の改善命令・動物飼養施設に係る措置命令・動物飼養施設の設置の許可の取消し、使用制限又は禁止命令		
根拠法令及び条項	化製場等に関する法律第9条第5項（第6条の2及び第7条準用）		
担 当 課	生活環境課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
個々の事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難であるため。			

市環 1－6

不利益処分の内容	興行場の営業の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	興行場法第6条		
担 当 課	生活環境課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令及び条例の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。 ○関連規定 法第2条第2項 法第3条第1項 鳥取市興行場法施行条例第2条、第3条			

市環 1－7

不利益処分の内容	営業者に営業の施設に構造設備の基準に適合させるために必要な措置を取るべきことの命令		
根拠法令及び条項	旅館業法第7条の2		
担 当 課	生活環境課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			
○関連規定 法第3条第2項			
法施行令第1条			

市環 1－8

不利益処分の内容	旅館業の経営の許可の取消し又は営業の停止の命令		
根拠法令及び条項	旅館業法第8条		
担 当 課	生活環境課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。 ○関連規定 法第3条第2項各号（第4号を除く。）及び第3項			
変更日 令和2年9月14日			

市環 1－9

不利益処分の内容	公衆浴場を經營することの許可の取消し又は營業の停止の命令		
根拠法令及び条項	公衆浴場法第 7 条第 1 項		
担 当 課	生活環境課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令及び条例の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			
○関連規定 法第 2 条第 1 項及び第 4 項、法第 3 条第 1 項及び第 2 項			
鳥取市公衆浴場法施行条例第 4 条及び第 5 条			

市環 1－10

不利益処分の内容	理容師の業務の停止		
根拠法令及び条項	理容師法第 10 条第 2 項		
担 当 課	生活環境課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令及び条例の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			
関連規定 法第 6 条の 2、第 9 条			
鳥取市理容師法施行条例第 6 条			

市環 1-11

不利益処分の内容	理容所の閉鎖の命令		
根拠法令及び条項	理容師法第 14 条		
担 当 課	生活環境課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由 法令及び条例の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。 関連規定 法第 14 条第 1 項関係 法第 6 条の 2、第 10 条第 2 項、第 11 条の 2、第 11 条の 4、 第 12 条 鳥取市理容師法施行条例第 8 条 法第 14 条第 2 項関係 法第 9 条、鳥取市理容師法施行条例第 6 条			

市環 1-12

不利益処分の内容	美容師の業務の停止		
根拠法令及び条項	美容師法第 10 条第 2 項		
担 当 課	生活環境課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由 法令及び条例の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。 ○関連規定 法第 7 条、第 8 条、鳥取市美容師法施行条例第 8 条			

市環 1-13

不利益処分の内容	美容所の閉鎖の命令		
根拠法令及び条項	美容師法第 15 条		
担 当 課	生活環境課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由 法令及び条例の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。 ○関連規定 法第 15 条第 1 項関係 法第 7 条、第 10 条第 2 項、第 11 条の 2、第 12 条の 3、第 13 条 鳥取市美容師法施行条例第 8 条 法第 15 条第 2 項関係 法第 8 条、鳥取市美容師法施行条例第 6 条			

市環 1-14

不利益処分の内容	洗たくの処理等の業務に従事するものの業務の停止		
根拠法令及び条項	クリーニング業法第9条		
担 当 課	生活環境課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由 法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

市環 1－15

不利益処分の内容	営業者が法令の規定に違反している場合の必要な措置をとるべき旨の命令		
根拠法令及び条項	クリーニング業法第 10 条の 2		
担 当 課	生活環境課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			
○関連規定 法第 3 条、第 3 条の 2 第 2 項、第 4 条			
法施行規則第 1 条（法第 3 条関係）、第 1 条の 2（法第 3 条の 2 関係）			

市環 1－16

不利益処分の内容	営業の停止又はクリーニング所の閉鎖の命令		
根拠法令及び条項	クリーニング業法第 11 条		
担 当 課	生活環境課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			
○関連規定 法第 10 条の 2（法第 3 条、第 3 条の 2 第 2 項、第 4 条）			
法施行規則第 1 条（法第 3 条関係）、第 1 条の 2（法第 3 条の 2 関係）			

市環 1 - 1 7

不利益処分の内容	転換計画の認定の取消し		
根拠法令及び条項	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則第 5 条第 5 項		
担 当 課	生活環境課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
事業転換計画の認定の申請について、鳥取市が合理化事業計画を定め、鳥取県知事の承認を受けたとき行えるものであり、現在、本市では合理化事業計画を定めていないし、当面その予定もない。 したがって、本件処分は現時点ではあり得ないので、基準は設定しない。			

市環 1 - 1 8

不利益処分の内容	浄化槽清掃業者に対する指示		
根拠法令及び条項	浄化槽法第 41 条第 1 項		
担 当 課	生活環境課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることとする。			

市環 1－19

不利益処分の内容	浄化槽清掃業の許可の取消し、事業の停止等		
根拠法令及び条項	浄化槽法第 41 条第 2 項		
担 当 課	生活環境課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が法第 36 条第 1 号の基準に適合しなくなったとき、又は浄化槽清掃業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることとする。			
1 法第 12 条第 2 項の命令に違反したとき。			
2 不正の手段により法第 35 条第 1 項の許可を受けたとき。			
3 法第 36 条第 2 号イ、ハ又はホからヌまでのいずれかに該当することとなったとき。			
4 法第 37 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。			
5 4 の指示に従わず、情状特に重いとき。			

市環 1－20

不利益処分の内容	一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の事業の停止		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 3		
担 当 課	生活環境課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 15 年 12 月 1 日		
処 分 基 準			
一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずるものとする。			
(1) 法若しくは法に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。			
(2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が法第 7 条第 5 項第 3 号又は同条第 10 項第 3 号に規定する基準に適合しなくなったとき。			
(3) 法第 7 条第 11 項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。			

市環 1－2 1

不利益処分の内容	一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可の取消し		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 4 第 1 項		
担 当 課	生活環境課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならないとされているため処分基準は設定しない。			
(1) 法第 7 条第 5 項第 4 号イからヌのいずれかに該当するに至ったとき。			
(2) 法第 7 条の 3 第 1 号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。			
(3) 不正の手段により法第 7 条第 2 項若しくは第 6 項の許可又は法第 7 条の 2 第 1 項の変更の許可を受けたとき。			
変更日 平成 26 年 4 月 1 日			

市環 1－2 2

不利益処分の内容	一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可の取消し		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 4 第 2 項		
担 当 課	生活環境課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 15 年 12 月 1 日		
処 分 基 準			
一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が法第 7 条の 3 第 2 号又は第 3 号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すこととする。			

市環 1－2 3

不利益処分の内容	一般廃棄物処分業者に対する措置命令		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 4		
担 当 課	生活環境課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に適合しない一般廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、当該処分を行った者（法第 6 条の 2 第 6 項若しくは第 7 項又は第 7 条第 14 項の規定に違反する委託により当該処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。）に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることとする。			
変更日 平成 15 年 12 月 1 日			

市環 1－2 4

不利益処分の内容	一般廃棄物処分業者（法第 9 条の 9 第 1 項の環境大臣の認定を受けた者）に対する措置命令		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 4 の 2		
担 当 課	生活環境課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 15 年 12 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 19 条の 4 に規定する場合（第 9 条の 9 第 1 項の認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る処分が行われた場合に限る。）において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、法第 19 条の 4 の 2 第 1 項各号のいずれにも該当すると認められるときは、必要な限度において、当該認定を受けた者に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることとする。			